

役員変更について

どんなときに届けるの？



2年ごとの役員改選があったとき。（全員再任でも提出）そのほかにも、役員の**新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の変更、改姓又は改名**の場合、その都度提出です。また、代表者については、法務局で変更登記をしなければいけません。



NPO 法人

総会又は理事会
(定款の定めによる)



※再任でも届出が必要



変更日から遅滞なく

沖縄県(県民生活課)
(所轄庁と言います)



変更日から2週間以内



法務局

※代表権を持つ理事の変更があった時は、登記が必要



届出書類	提出部数	新任（新たに就任したとき）	再任・任期満了・死亡・辞任・解任の時	住所の異動、改姓又は改名のとき
役員変更等届出書	1部	○	○	○
変更後の役員名簿	2部	○	○	○
就任承諾書及び宣誓書の写し (原本は団体保管)	1部	○		
住民票の原本 (6か月以内のもの)	1部	○		

※詳しくは手引きの P104～ご覧下さい。

役員変更等届出書

記載例

提出日を記載

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる事務所の所在地
 特定非営利活動法人の名称
 代表者氏名
 電話番号

下記のとおり役員の変更があったので、特定非営利活動促進法第23条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

記

報酬を受ける者は、役員総数の1/3以下です。

変更年月日 変更事項	役名	氏名	住所又は居所	報酬を受ける予定の有無
住所の異動があったとき				
平成24年6月10日 (再任・住所の異動)	理事	沖縄 太郎	新) 沖縄県那覇市おもろまち3丁目1番1号 旧) 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	有
任期満了に伴い退任したとき				
平成24年6月10日 (任期満了)	理事	〇〇 〇〇	沖縄県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇アパート〇〇号室	無
任期満了後に再任したとき				
平成24年6月10日 (再任)	理事	〇〇 〇〇	沖縄県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇アパート〇〇号室	無 無
新任のとき（就任承諾書及び宣誓書の写し・住民票を添付）				
平成24年6月10日 (新任)	理事	〇〇 〇〇	沖縄県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇アパート〇〇号室	無
任期満了後に役名を変更したとき				
平成24年6月10日 (任期満了)	理事	沖縄 花子	沖縄県〇〇市〇〇町〇〇丁〇〇番地	有
平成24年6月11日 (新任)	監事	沖縄 花子	沖縄県〇〇市〇〇町〇〇丁〇〇番地	

備考以下は提出時には削除して下さい。

(備考)

- (1) 「変更事由」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- (2) 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- (3) 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- (4) 「住所又は居所」の欄には、条例第2条第2項に掲げる書面によって証される住所又は居所を記載すること。
- (5) 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は以下の書類を添付すること。
 - ① 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
 - ② 当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）

役員名簿

記載例

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	無
副理事長			無
理事			有
・			・
・			・
監事			無
...			

住所は、住民票の通りに正しく、省略せずに記載してください。

住民票通りに正しく（旧漢字等）記載してください。

報酬を受ける者は、役員総数の 1/3 以下です。

(備考)

提出時には備考以下は削除する。

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 3 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 5 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない。（法第 2 条第 2 項第 1 号ロ）

(法第 10 条第 1 項関係様式例)

記載例

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

原本は法人保管。
写しを提出。

就任承諾及び宣誓書

住民票通り正しく記載する。パソコン等で作成する場合は、旧漢字も正確に記載してください。

住所又は居所

氏 名

印

監事の場合は監事
と記載する。

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓います。

備考以下は削除して
提出する。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。

※法第 20 条の規定

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被補佐人
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合

- ・ 刑法第204条（傷害）、第206条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合

五 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者

六 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立認証を取り消された日から二年を経過しない者

※法第21条の規定

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- （役員総数5人以下の場合）配偶者もしくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない。
- （役員総数6人以上の場合）配偶者もしくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい。